

○ 財務省告示第三百六十九号  
平成二十一年五月十五日施行規則  
第十五条第一項の規定に依る。政府短期証券の規定期限は平成十一年大蔵省の発行令第六号(昭和三十五年五月十五日)に定められた。

國庫短期財務証券大臣(第四百二回)麻生太郎

の法發号名稱及び記述  
條律及の項及び根拠

四 三 二 一 行 二 令 ○  
發行方法 用振替法の適 之 法會百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」  
る参て札發によ下競争は受けるも日本銀行の  
も加、と行の者財同一発行格付に付けるも日本銀行の  
にご務時といよと大にいるに臣行う。發応がわく行募各れ及  
へ限國るび価一札わする。の以度債入価格とる。そ規  
下額市札格競い入の定

を場で競争う札価振の以律社七百第一法會百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」  
る参て札發によ下競争は受けるも日本銀行の  
も加、と行の者財同一発行格付に付けるも日本銀行の  
にご務時といよと大にいるに臣行う。發応がわく行募各れ及  
へ限國るび価一札わする。の以度債入価格とる。そ規  
下額市札格競い入の定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
 千 二 万 二	額 四 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 四 千 二 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 百 三 千 二	金 万 金	の 度 債 る か 返	競 債
円 十 八 千	額 円 額	応 額 市 。 ら み	競 市
八 百 九	で で	募 の 場 そ の	入 場
億 円 百	二 二	額 範 特 の う	札 特
八 五	千 兆	を 囲 別 応 ち	發 別
千 十 八	三 二	割 内 参 募 応	行 参
四 八	十 千	り に 加 額 募	一 加
百 億	九 九	当 お 者 を 價	と 者
九 七	九 百	て い ご 順 格	い 。
十 千	六 六	る て と 次 の	う 第
一 百	十 億	。 各 の 割 高	。 I
万 六		申 応 り い	非

